



三重県公報

令和4年3月31日(木)

号外

目次

(番号)	(題名)	(担当)	(頁)
	条 例		
24	三重県県税条例等の一部を改正する条例	(税 務 企 画 課)	2

公布された条例のあらまし

- ◎ 三重県県税条例等の一部を改正する条例（条例第24号）
 - 1 地方税法等の一部を改正する法律による地方税法の一部改正等に鑑み、法人事業税、不動産取得税、個人県民税等についての規定を整備することとしました。
 - 2 この条例は、令和4年4月1日（一部同年10月1日、令和5年1月1日、同年4月1日及び令和6年1月1日）から施行することとしました。

条 例

三重県県税条例等の一部を改正する条例をここに公布します。

令和四年三月三十一日

三重県知事 一見勝之

三重県条例第二十四号

三重県県税条例等の一部を改正する条例

(三重県県税条例の一部改正)

第一条 三重県県税条例(昭和三十五年三重県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書)</p> <p>第二十六条の四 (略)</p> <p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族等申告書)</p> <p>第二十六条の五 (略)</p> <p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2、5 (略)</p> <p>6 法第五十三条第四十九項に規定する更正が行われた場合において、当該更正につき第十一項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額(既に第十二項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。)は、当該各事業年度(当該更正の日(当該更正が当該各事業年度の終了の日前に行われた当該法人を合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。))とする適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。))に係る被合併法人の当該合併の日前に開</p>	<p>(個人の県民税に係る給与所得者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十六条の四 (略)</p> <p>(個人の県民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書)</p> <p>第二十六条の五 (略)</p> <p>(法人の県民税の申告納付)</p> <p>第三十三条 (略)</p> <p>2、5 (略)</p> <p>6 法第五十三条第四十七項に規定する更正が行われた場合において、当該更正につき第十一項の規定の適用があつたときは、当該更正に係る同項に規定する仮装経理法人税割額(既に第十二項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及びこの項の規定により控除された金額を除く。)は、当該各事業年度(当該更正の日(当該更正が当該各事業年度の終了の日前に行われた当該法人を合併法人(合併により被合併法人(合併によりその有する資産及び負債の移転を行つた法人をいう。以下この条において同じ。))から資産及び負債の移転を受けた法人をいう。以下この条において同じ。))とする適格合併(法人税法第二条第十二号の八に規定する適格合併をいう。以下この条において同じ。))に係る被合併法人の当該合併の日前に開</p>

始した事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する事業年度に限る。)の法人税割額から控除するものとする。

7 5 10 (略)

11 知事は、法第五十三條第五十四項に規定する更正をした場合は、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で令で定めるもの(以下この条において「仮装経理法人税割額」という。)は、法第十七條、第十七條の二、第十七條の四及び第五十五條第五項の規定にかかわらず、次項又は第十五項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しないものとする。

12 法第五十三條第五十四項に規定する更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度開始の日(当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限)が到来した場合(当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の県民税の確定申告書の提出がなかつた場合には、当該提出期限後の当該法人の県民税の確定申告書の提出又は当該法人の県民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割についての法第五十五條第二項の規定による決定があつた

始した事業年度の法人税割につき当該適格合併の日前にしたものである場合には、当該適格合併の日)以後に終了する事業年度に限る。)の法人税割額から控除するものとする。

7 5 10 (略)

11 知事は、法第五十三條第五十二項に規定する更正をした場合は、当該更正に係る事業年度の法人税割として納付された金額のうち当該更正により減少する部分の金額で令で定めるもの(以下この条において「仮装経理法人税割額」という。)は、法第十七條、第十七條の二、第十七條の四及び第五十五條第五項の規定にかかわらず、次項又は第十五項の規定の適用がある場合のこれらの規定により還付すべきこととなつた金額を除き、還付しないものとし、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当しないものとする。

12 法第五十三條第五十二項に規定する更正をした場合の当該更正の日の属する事業年度開始の日(当該更正が適格合併に係る被合併法人の法人税割額について当該適格合併の日前にされたものである場合には、当該被合併法人の当該更正の日の属する事業年度開始の日)から五年を経過する日の属する事業年度の法人の県民税の確定申告書の提出期限(当該更正の日から当該五年を経過する日の属する事業年度終了の日までの間に当該更正を受けた法人につき次の各号に掲げる事実が生じたときは、当該各号に定める提出期限)が到来した場合(当該提出期限までに当該提出期限に係る法人の県民税の確定申告書の提出がなかつた場合には、当該提出期限後の当該法人の県民税の確定申告書の提出又は当該法人の県民税の確定申告書に係る事業年度の法人税割についての法第五十五條第二項の規定による決定があつた

場合)には、知事は、当該更正を受けた法人に対し、令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既にこの項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第六項の規定により控除された金額を除く。)を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当するものとする。

一 四 (略)

13 法第五十三條第五十四項に規定する更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、知事に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既に前項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第六項の規定により控除された金額を除く。次項及び第十五項において同じ。)の還付を請求することができる。

一 三 (略)

14 16 (略)

(事業税の納税義務者等)

第三十八條 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によりその法人に課する。

一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 法第七十二條の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二條の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二條の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する

場合)には、知事は、当該更正を受けた法人に対し、令で定めるところにより、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既にこの項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第六項の規定により控除された金額を除く。)を還付し、又は当該更正を受けた法人の未納に係る徴収金に充当するものとする。

一 四 (略)

13 法第五十三條第五十二項に規定する更正をした場合において、当該更正を受けた法人について次に掲げる事実が生じたときは、当該事実が生じた日以後一年以内に、知事に対し、当該更正に係る仮装経理法人税割額(既に前項又は第十五項の規定により還付すべきこととなつた金額及び第六項の規定により控除された金額を除く。次項及び第十五項において同じ。)の還付を請求することができる。

一 三 (略)

14 16 (略)

(事業税の納税義務者等)

第三十八條 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によりその法人に課する。

一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ (略)

ロ 法第七十二條の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二條の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二條の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるもの、第四項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する

<p>投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p>	<p>投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第百五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。)及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。)並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p>
<p>二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業のうちガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)、保険業並びに貿易保険業 収入割額</p>	<p>二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法律第四十七号)附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者(同項の義務を負う者に限る。)以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。)、保険業及び貿易保険業 収入割額</p>
<p>三 (略)</p>	<p>三 (略)</p>
<p>四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第一項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。第四十三条第四項において「特定ガス供給業」という。) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>	<p>四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者(同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第一項第四号の供給区域内においてガス製造事業(同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。))を行う者に限る。)が行うもの(導管ガス供給業を除く。以下この節において同じ。))が行うもの(導管ガス供給業を除く。以下この節において同じ。)) 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>

2 ～ 4 (略)

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第三十八条之二 (略)

2 ～ 4 (略)

5 第一項及び第二項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十三條第一項第一号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第四十三條第一項第三号	その他の法人	その他の法人(第三十八條第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
(略)	(略)	(略)
第四十三條第五項	法人で	受託法人及び他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第四十三條第五項第二号	特別法人以外の法人	特別法人以外の法人(第三十八條第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
第四十六條第一項	(略)	(略)
	同項第二号に掲げる事業を	同項第二号に掲げる事業を行う法人(同項第三

2 ～ 4 (略)

(法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用)

第三十八条之二 (略)

2 ～ 4 (略)

5 第一項及び第二項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十三條第一項第一号及び第四項第一号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第四十三條第一項第三号	その他の法人	その他の法人(第三十八條第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。)
(略)	(略)	(略)
第四十三條第四項	法人で	受託法人及び他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第四十六條第一項	(略)	(略)
	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人(同項第三号イに掲げる

	行う法人	号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	(法人の事業税の税率等)	
第四十三条	法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	
一	第三十八条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額	
	イ・ロ (略)	
ハ	各事業年度の所得に百分の一の税率を乗じて得た金額	
二・三	(略)	
2	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。	
3	(略)	
4	特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。	
一	各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額	

		法人で受託法人であるものを含む。
	(略)	(略)
6	(略)	(略)
	(法人の事業税の税率等)	
第四十三条	法人の行う事業（電気供給業、ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。）に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。	
一	第三十八条第一項第一号イに掲げる法人次に掲げる金額の合計額	
	イ・ロ (略)	
ハ	次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額	
	各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の〇・四
	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年八百七 万円以下の金額	百分の〇・七
	各事業年度の所得のうち 年八百万円を超える金額	百分の一
二・三	(略)	
2	電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。）、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。	
3	(略)	

<p>二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額</p> <p>三 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・三二の税率を乗じて得た金額</p>	
<p>5 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が一千万円以上のもの(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額</p>	<p>4 他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が一千万円以上のものが行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額</p> <p>ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額</p> <p>ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額</p>
<p>6 第一項第二号及び前項各号の「特別法人」とは、法第七十二条の二十四の七第七項に規定する特別法人をいう。 (法人の事業税の申告納付)</p> <p>第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第</p>	<p>5 第一項第二号及び第四項第二号の「特別法人」とは、法第七十二条の二十四の七第六項に規定する特別法人をいう。 (法人の事業税の申告納付)</p> <p>第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書</p>

<p>七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施行規則で定める方法によつて納付しなければならない。</p>	<p>等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施行規則で定める方法によつて納付しなければならない。</p>
<p>一 〇四 (略)</p>	<p>一 〇四 (略)</p>
<p>2 (略)</p> <p>(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p>	<p>2 (略)</p> <p>(住宅の取得に対する不動産取得税の課税標準の特例)</p>
<p>第六十条 (略)</p>	<p>第六十条 (略)</p>
<p>2 〇四 (略)</p>	<p>2 〇四 (略)</p>
<p>5 知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該住宅の取得が第一項又は第三項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項又は第三項の規定を適用することができる。</p>	
<p>6 〇九 (略)</p>	<p>5 〇八 (略)</p>
<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第六十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p>	<p>(住宅の用に供する土地の取得に対する不動産取得税の減額)</p> <p>第六十八条 知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該土地の取得に対して課する不動産取得税については、納税者の申請により、当該税額から百五十万円(当該土地に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を当該土地の面積の平方メートルで表した数値で除して得た額に当該土地の上に新築した住宅(令で定める住宅に限る。以下この条において「特例適用住宅」という。)一戸(共同住宅等にあつては、居住の用に供するために独立的に区画された一の部分で令で定めるもの)についてその床面積の二倍の面積の平方メートルで表した数値(当該数値が二百を超える場合には、二百とする。)を乗じて得た金額が百五十万円を超えるときは、当該乗じて得た金額)に税率を乗じて得た額を減額するものとする。</p>

一 三 (略)			
2 5 (略)			
6	知事は、前項前段又は同項後段の申告がなかつた場合においても、当該土地の取得が第一項から第三項までに規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、第一項から第三項までの規定を適用することができる。		
7	第五項の規定により減額を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。 附 則 第六条 平成二十二年度から令和二十年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和七年までの各年である場合に限る。）において、前条の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項の規定による金額を当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （法人の事業税の税率の特例） 第十四条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十三条第一項第二号中		
	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九		
	とあるのは		
	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九		
	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額</td> <td>百分の五・ 七</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七
各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七		

一 三 (略)			
2 5 (略)			
6	前各項の規定により減額を受けようとする者は、規則で定める様式による申請書を知事に提出しなければならない。 附 則 第六条 平成二十二年度から令和十五年度までの各年度分の個人の県民税に限り、所得割の納税義務者が前年分の所得税につき租税特別措置法第四十一条又は第四十一条の二の二の規定の適用を受けた場合（同法第四十一条第一項に規定する居住年が平成十一年から平成十八年まで又は平成二十一年から令和三年までの各年である場合に限る。）において、前条の規定の適用を受けないときは、法附則第五条の四の二第一項の規定による金額を当該納税義務者の第二十四条及び第二十五条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。 （法人の事業税の税率の特例） 第十四条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十三条第一項第二号中		
	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九		
	とあるのは		
	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九		
	<table border="1"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額</td> <td>百分の五・ 七</td> </tr> </table>	各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七
各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七		

と、同条第五項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十八条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第六十九条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和六年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十八条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合には、四年）」と、第六十九条第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する令で定める場合には、四年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和六年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十一条第一項に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、

と、同条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九（各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七）」とする。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十五条 独立行政法人都市再生機構、地方住宅供給公社又は家屋を新築して譲渡することを業とする者で令で定めるものが売り渡す新築の住宅に係る第五十六条第二項ただし書の規定の適用については、当該住宅の新築が平成十年十月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、同項ただし書中「六月」とあるのは、「一年」とする。

2 土地が取得され、かつ、当該土地の上に第六十八条第一項に規定する特例適用住宅が新築された場合における同項及び第六十九条第一項の規定の適用については、当該土地の取得が平成十六年四月一日から令和四年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第六十八条第一項第一号中「二年」とあるのは「三年（同日から三年以内に特例適用住宅が新築されることが困難である場合として令で定める場合には、四年）」と、第六十九条第一項中「二年」とあるのは「三年（同号に規定する令で定める場合には、四年）」とする。

（不動産取得税の課税標準の特例）

第十五条の二 長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築を令和四年三月三十一日までにした場合における第六十条第一項の規定の適用については、同項中「住宅の建築」とあるのは「長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成二十年法律第八十七号）第十条第二号に規定する認定長期優良住宅である住宅の新築」と、「に

<p>「については」とあるのは「については、当該取得が令和六年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第二十九条 法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号)第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。</p>	<p>ついては」とあるのは「については、当該取得が令和四年三月三十一日までに行われたときに限り」と、「千二百万円」とあるのは「千三百万円」とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例)</p> <p>第二十九条 法附則第六十条第一項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律(令和二年法律第二十五号。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。)</p> <p>第五条第四項に規定する指定行事の同条第一項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄とする。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例)</p>
<p>第三十条 削除</p>	<p>第三十条 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条第四項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の規定の適用については、同条中「令和十五年」とあるのは、「令和十六年度」とする。</p> <p>2 県民税の所得割の納税義務者が前年分の所得税につき新型コロナウイルス感染症特例法第六条の二第一項の規定の適用を受けた場合における附則第六条の規定の適用については、同条中「令和十五年度」とあるのは「令和十七年度」と、「令和三年」とあるのは「令和四年」とする。</p>

第二条 三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第二十五条の四 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項に規定する確定申告</p>	<p>(配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除)</p> <p>第二十五条の四 所得割の納税義務者が、法第三十二条第十三項に規定する特定配当</p>

<p>劃に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する確定申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>	<p>等申告書に記載した特定配当等に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定配当等の額について配当割額を課された場合又は同条第十五項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書に記載した特定株式等譲渡所得金額に係る所得の金額の計算の基礎となつた特定株式等譲渡所得金額について株式等譲渡所得割額を課された場合には、当該配当割額又は当該株式等譲渡所得割額に五分の二を乗じて得た金額を、その者の前四条の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。</p>
<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p>	<p>(不動産取得税の賦課徴収に関する申告又は報告の義務)</p>
<p>第六十五条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。ただし、当該不動産の取得について、当該期間内に不動産登記法(平成十六年法律第百二十三号)第十八条の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合(同法第二十五条の規定により当該申請が却下された場合を除く。)は、この限りでない。</p>	<p>第六十五条 不動産を取得した者は、当該不動産取得の日から六十日以内に、次に掲げる事項を記載した申告書を当該不動産の所在地の市町長を経由して、知事に提出しなければならない。</p>
<p>一(五) (略)</p>	<p>一(五) (略)</p>
<p>2・3 (略)</p>	<p>2・3 (略)</p>
<p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p>	<p>(固定資産課税台帳に登録された不動産の価格等の通知)</p>
<p>第六十七条 市町長は、法第七十三条の第十四項の規定により不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損かひ、地目の変換その他特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項を併せて知事に通</p>	<p>第六十七条 市町長は、法第七十三条の第十三項の規定によつて不動産の取得に係る申告書若しくは報告書を送付し、又は不動産の取得の事実を通知する場合には、当該不動産の固定資産課税台帳に登録された価格、固定資産課税台帳登録後において当該不動産について増築、改築、損かひ、地目の変換その他特別の事情による変化及びその他当該不動産の価格の決定について参考となるべき事項をあわせて</p>

<p>知するものとする。 (住宅の用に供する土地の取得に対する 不動産取得税の徴収猶予) 第六十九条 (略)</p>	<p>知事に通知するものとする。 (住宅の用に供する土地の取得に対する 不動産取得税の徴収猶予) 第六十九条 (略)</p>
<p>2 知事は、前項の規定により徴収猶予をし た場合には、その徴収猶予をした税額に係 る延滞金額中当該徴収猶予をした期間に 対応する部分の金額を免除するものとす る。 (被収用不動産等の代替不動産の取得に 対する不動産取得税の減額等)</p>	<p>2 前項の申告をする者は、規則に定める様 式により申告書に、前条第一項第一号、第 二項第一号又は第三項の規定の適用があ るべきことを証明するに足る書類を添え て、第六十五条の規定により当該土地の取 得の事実を申告する際、併せてこれを知事 に提出しなければならない。</p> <p>3 知事は、第一項の規定により徴収猶予を した場合には、その徴収猶予をした税額に 係る延滞金額中当該徴収猶予をした期間 に対応する部分の金額を免除するものと する。 (被収用不動産等の代替不動産の取得に 対する不動産取得税の減額等)</p>
<p>第七十一条の三 知事は、不動産を取得した 者が当該不動産を取得した日から一年以 内に、公共事業の用に供するため当該不動 産以外の不動産を収用されて補償金を受 け、公共事業を行う者に当該公共事業の用 に供するため当該不動産以外の不動産を 譲渡し、若しくは公共事業の用に供するた め収用され、若しくは譲渡した土地の上に 建築されていた家屋について移転補償金 を受けた場合又は地方公共団体、土地開発 公社若しくは独立行政法人都市再生機構 に公共事業の用に供されることが確実で あると認められるものとして令で定める 不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、 若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築 されていた家屋について移転補償金を受 けた場合において、当該不動産が当該収用 され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不 動産(以下この項において「被収用不動産 等」という。)に代わるものと認められる ときは、当該不動産の取得に対して課する</p>	<p>第七十一条の三 知事は、不動産を取得した 者が当該不動産を取得した日から一年以 内に、公共事業の用に供するため当該不動 産以外の不動産を収用されて補償金を受 け、公共事業を行う者に当該公共事業の用 に供するため当該不動産以外の不動産を 譲渡し、若しくは公共事業の用に供するた め収用され、若しくは譲渡した土地の上に 建築されていた家屋について移転補償金 を受けた場合又は地方公共団体、土地開発 公社若しくは独立行政法人都市再生機構 に公共事業の用に供されることが確実で あると認められるものとして令で定める 不動産で当該不動産以外のものを譲渡し、 若しくは当該譲渡に係る土地の上に建築 されていた家屋について移転補償金を受 けた場合において、当該不動産が当該収用 され、譲渡し、又は移転補償金を受けた不 動産(以下この項において「被収用不動産 等」という。)に代わるものと認められる ときは、当該不動産の取得に対して課する</p>

不動産取得税については、当該税額から被
 収用不動産等の固定資産課税台帳に登録
 された価格（被収用不動産等の価格が固定
 資産課税台帳に登録されていない場合に
 おいては、法第七十三条の二十一第二項の
 規定により、法第三百八十八条第一項の固
 定資産評価基準により決定した価格）に相
 当する額に税率を乗じて得た額を減額す
 る。

2 5 6 (略)

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る県
 民税の課税の特例)

第七条の二 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八
 条の四第二項に規定する特定上場株式等
 の配当等（以下この項において「特定上場
 株式等の配当等」という。）に係る配当所
 得に係る部分は、県民税の所得割の納税義
 務者が前年分の所得税について当該特定
 上場株式等の配当等に係る配当所得につ
 き同条第一項の規定の適用を受けた場合
 に限り適用する。

不動産取得税については、当該税額から被
 収用不動産等の固定資産課税台帳に登録
 された価格（被収用不動産等の価格が固定
 資産課税台帳に登録されていない場合に
 おいては、法第七十三条の二十一第二項の
 規定により、法第三百八十八条第一項の固
 定資産評価基準によつて決定した価格）に
 相当する額に税率を乗じて得た額を減額
 する。

2 5 6 (略)

附 則

(上場株式等に係る配当所得等に係る県
 民税の課税の特例)

第七条の二 (略)

2 前項の規定のうち、租税特別措置法第八
 条の四第二項に規定する特定上場株式等
 の配当等（以下この項において「特定上場
 株式等の配当等」という。）に係る配当所
 得に係る部分は、県民税の所得割の納税義
 務者が当該特定上場株式等の配当等の支
 払を受けるべき年の翌年の四月一日の属
 する年度分の県民税について当該特定上
 場株式等の配当等に係る配当所得につき
 前項の規定の適用を受けようとする旨の
 記載のある法第三十二条第十三項に規定
 する特定配当等申告書を提出した場合（次
 に掲げる場合を除く。）に限り適用するも
 のとし、県民税の所得割の納税義務者が前
 年中に支払を受けるべき特定上場株式等
 の配当等に係る配当所得について第二十
 一条及び第二十四条の規定の適用を受け
 た場合には、当該納税義務者が前年中に支
 払を受けるべき他の特定上場株式等の配
 当等に係る配当所得については、前項の規
 定は、適用しない。

一 法第三十二条第十三項ただし書の規
 定の適用がある場合

二 法第三十二条第十三項第一号に掲げ
 る申告書及び同項第二号に掲げる申告

<p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第十二条の四 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等(以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条、法附則第三十五条の二の二第二項から第四項まで及び法附則第三十五条の二の六第一項から第七項までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町長が認めるとき。</p> <p>(特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例)</p> <p>第十二条の四 県民税の所得割の納税義務者について、その有する租税特別措置法第三十七条の十一の二第一項に規定する特定管理株式等(以下この項及び次項において「特定管理株式等」という。)又は同項に規定する特定口座内公社債(以下この項において「特定口座内公社債」という。)が株式又は同法第三十七条の十第二項第七号に規定する公社債としての価値を失ったことによる損失が生じた場合として同法第三十七条の十一の二第一項各号に掲げる事実が発生したときは、当該事実が発生したことは当該特定管理株式等又は特定口座内公社債の譲渡をしたことと、当該損失の金額として令で定める金額は法附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等の譲渡をしたことにより生じた損失の金額とそれぞれみなして、この条、前条、法附則第三十五条の二の二第二項から第四項まで及び法附則第三十五条の二の六第一項から第十項までの規定その他の県民税に関する規定を適用する。</p> <p>2・3 (略)</p>
--	--

(三重県県税条例等の一部を改正する条例附則第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の三重県県税条例の一部改正)

第三条 三重県県税条例等の一部を改正する条例(令和二年三重県条例第四十一号)附則第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の三重県県税条例の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
-------	-------

<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第三十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によりその法人に課する。</p> <p>一 次号から第四号までに掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第七項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるものの、第四項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業のうちガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業(以下この節において「導管ガス供給業」という。)、保険業並びに貿易保険業 収入割額</p>	<p>(事業税の納税義務者等)</p> <p>第三十八条 法人の行う事業に対する事業税は、法人の行う事業に対し、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める額によりその法人に課する。</p> <p>一 次号及び第三号に掲げる事業以外の事業 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 法第七十二条の四第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の五第一項各号に掲げる法人、法第七十二条の二十四の七第六項各号に掲げる法人、第三項の規定により法人とみなされるものの、第四項に規定するみなし課税法人、投資法人(投資信託及び投資法人に関する法律(昭和二十六年法律第九十八号)第二条第十二項に規定する投資法人をいう。)、特定目的会社(資産の流動化に関する法律(平成十年法律第五号)第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。)並びに一般社団法人(非営利型法人(法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。))に該当するものを除く。))及び一般財団法人(非営利型法人に該当するものを除く。))並びにこれらの法人以外の法人で資本金の額若しくは出資金の額が一億円以下のもの又は資本若しくは出資を有しないもの 所得割額</p> <p>二 電気供給業(次号に掲げる事業を除く。)、ガス供給業(ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)第二条第五項に規定する一般ガス導管事業及び同条第七項に規定する特定ガス導管事業以外のもののうち、同条第十項に規定するガス製造事業者及び電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成二十七年法</p>
--	---

<p>三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。）及び同項第十五号の三に規定する特定卸供給事業（以下この節において「特定卸供給事業」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ （略）</p>	<p>律第四十七号）附則第二十二條第一項に規定する旧一般ガスみなしガス小売事業者（同項の義務を負う者に限る。）以外の者が行うものを除く。以下この節において同じ。））、保険業及び貿易保険業</p> <p>収入割額</p> <p>三 電気供給業のうち、電気事業法（昭和二十九年法律第七十号）第二条第一項第二号に規定する小売電気事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「小売電気事業等」という。）及び同項第十四号に規定する発電事業（これに準ずるものとして施行規則で定めるものを含む。以下この節において「発電事業等」という。） 次に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ次に定める額</p> <p>イ・ロ （略）</p>
<p>四 ガス供給業のうち、ガス事業法第二条第十項に規定するガス製造事業者（同法第五十四条の二に規定する特別一般ガス導管事業者に係る同法第三十八条第一項第四号の供給区域内においてガス製造事業（同法第二条第九項に規定するガス製造事業をいう。）を行う者に限る。）が行うもの（導管ガス供給業を除く。第四十三条第四項において「特定ガス供給業」という。） 収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>	<p>収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額</p>
<p>2 ～ 4 （略） （法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用） 第三十八条の二 （略） 2 ～ 4 （略） 5 第一項及び第二項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に</p>	<p>2 ～ 4 （略） （法人課税信託の受託者に関するこの節の規定の適用） 第三十八条の二 （略） 2 ～ 4 （略） 5 第一項及び第二項の規定により、法人課税信託の受託者についてこの節の規定を適用する場合においては、次の表の上欄に</p>

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十三号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第四十三号	その他の法人	その他の法人（第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
(略)	(略)	(略)
第四十三号	法人で	受託法人及び他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第四十三号	特別法人	特別法人以外の
第五項第二号	以外の法人	法人（第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
第四十六号	(略)	(略)
第一項	同項第二号に掲げる事業を行う法人	同項第二号に掲げる事業を行う法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
(略)	(略)	(略)

6 (略)
(法人の事業税の税率等)

第四十三号 法人の行う事業（電気供給業、

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第四十三号	掲げる法人	掲げる法人で固有法人であるもの
第四十三号	その他の法人	その他の法人（第三十八条第一項第一号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
(略)	(略)	(略)
第四十三号	法人で	受託法人及び他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う固有法人で
第四十六号	(略)	(略)
第一項	掲げる事業を行う法人	掲げる事業を行う法人（同項第三号イに掲げる法人で受託法人であるものを含む。）
(略)	(略)	(略)

6 (略)
(法人の事業税の税率等)

第四十三号 法人の行う事業（電気供給業、

ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第五項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ・ロ (略)

ハ 各事業年度の所得に百分の一の税率を乗じて得た金額

二・三 (略)

2 電気供給業(小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業を除く。)、導管ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給事業に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

4 特定ガス供給業に対する事業税の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

一 各事業年度の収入金額に百分の〇・四八の税率を乗じて得た金額

二 各事業年度の付加価値額に百分の〇・七七の税率を乗じて得た金額

三 各事業年度の資本金等の額に百分の

ガス供給業、保険業及び貿易保険業を除く。第四項において同じ。)に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額

イ・ロ (略)

ハ 次の表の上欄に掲げる金額の区分によつて各事業年度の所得を区分し、当該区分に応ずる同表の下欄に掲げる税率を乗じて計算した金額を合計した金額

各事業年度の所得のうち 年四百万円以下の金額	百分の〇・ 四
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年八百 万円以下の金額	百分の〇・ 七
各事業年度の所得のうち 年八百万円を超える金額	百分の一

二・三 (略)

2 電気供給業(小売電気事業等及び発電事業等を除く。)、ガス供給業、保険業及び貿易保険業に対する事業税の額は、各事業年度の収入金額に百分の一を乗じて得た金額とする。

3 電気供給業のうち、小売電気事業等及び発電事業等に対する事業税の額は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める金額とする。

一・二 (略)

<p>5] 〇・三二の税率を乗じて得た金額</p> <p>他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が一千万円以上のもの(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 特別法人以外の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額</p>	<p>4] 〇・三二の税率を乗じて得た金額</p> <p>他の二以上の都道府県において事務所又は事業所を設けて事業を行う法人で資本金の額又は出資金の額が一千万円以上のもの(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人を除く。)が行う事業に対する事業税の額は、第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。</p> <p>一 第三十八条第一項第一号イに掲げる法人 次に掲げる金額の合計額</p> <p>イ 各事業年度の付加価値額に百分の一・二を乗じて得た金額</p> <p>ロ 各事業年度の資本金等の額に百分の〇・五を乗じて得た金額</p> <p>ハ 各事業年度の所得に百分の一を乗じて得た金額</p> <p>二 (略)</p> <p>三 その他の法人 各事業年度の所得に百分の七を乗じて得た金額</p>
<p>6] 第一項第二号及び前項各号の「特別法人」とは、法第七十二条の二十四の七第七項に規定する特別法人をいう。</p> <p>(法人の事業税の申告納付)</p> <p>第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人若しくは同項第四号に掲げる事業を行う法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同項第三号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書又</p>	<p>5] 第一項第二号及び第四項第一号の「特別法人」とは、法第七十二条の二十四の七第六項に規定する特別法人をいう。</p> <p>(法人の事業税の申告納付)</p> <p>第四十六条 事業税の納税義務がある法人は、各事業年度に係る所得割等(第三十八条第一項第一号イに掲げる法人の付加価値割、資本割及び所得割又は同号ロに掲げる法人の所得割をいう。)又は収入割等(同項第二号に掲げる事業を行う法人の収入割、同項第三号イに掲げる法人の収入割、付加価値割及び資本割又は同号ロに掲げる法人の収入割及び所得割をいう。)について次の各号に掲げる申告納付の期間内に、法第七十二条の二十五から第七十二条の三十までの規定により、申告書に計算書等の書類を添付して知事に提出し、及びその申告に係る事業税を納付書又は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施</p>

<p>は法第七百四十七条の五の二第二項に規定する施行規則で定める方法によつて納付しなければならない。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第十四条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十二条第一項第二号中</p> <table border="1" data-bbox="215 694 750 795"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p> <table border="1" data-bbox="215 840 750 985"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額</td> <td>百分の五・ 七</td> </tr> </table> <p>と、同条第五項第一号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。</p>	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九	各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七	<p>行規則で定める方法によつて納付しなければならない。</p> <p>一、四 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>附 則 (法人の事業税の税率の特例)</p> <p>第十四条の二 租税特別措置法第六十八条第一項の規定に該当する法人の同項の規定に該当する各事業年度に係る所得割については、第四十二条第一項第二号中</p> <table border="1" data-bbox="829 694 1364 795"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> </table> <p>とあるのは</p> <table border="1" data-bbox="829 840 1364 985"> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額</td> <td>百分の四・ 九</td> </tr> <tr> <td>各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額</td> <td>百分の五・ 七</td> </tr> </table> <p>と、同条第四項第二号中「百分の四・九」とあるのは「百分の四・九(各事業年度の所得のうち年十億円を超える金額については、百分の五・七)」とする。</p>	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九	各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九	各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九												
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九												
各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七												
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超える金額	百分の四・ 九												
各事業年度の所得のうち 年四百万円を超え年十億 円以下の金額	百分の四・ 九												
各事業年度の所得のうち 年十億円を超える金額	百分の五・ 七												

- 附 則
(施行期日)
- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - 一 第一条中三重県県税条例附則第十五条の二の改正規定(「第十条第二号」を「第十一条第一項」に改める部分に限る。) 令和四年十月一日
 - 二 第一条中三重県県税条例第二十六条の四及び第二十六条の五の見出しの改正規定並びに同条例附則第六条、第二十九条及び第三十条の改正規定並びに次項から附則第四項までの規定 令和五年一月一日
 - 三 第二条(次号に掲げる改正規定を除く。)の規定 令和五年四月一日
 - 四 第二条中三重県県税条例第二十五条の四の改正規定並びに同条例附則第七条の二第二項及び第十二条の四第一項の改正規定 令和六年一月一日

(県民税に関する経過措置)
 - 2 第一条の規定による改正後の三重県県税条例(以下「新条例」という。)附則第六条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に所得税法等の一部を改正する法律(令和四年法律第四号。以下この項、次項及び附則第四項において「所得税

- 法等改正法」という。) 第十一条の規定による改正後の租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号。附則第四項において「新租税特別措置法」という。) 第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。附則第四項において同じ。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に所得税法等改正法第十一条の規定による改正前の租税特別措置法(次項及び附則第四項において「旧租税特別措置法」という。) 第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅又は増改築等をした家屋(当該増改築等に係る部分に限る。次項及び附則第四項において同じ。)を同条第一項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- 3 県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に所得税法等改正法第十八条の規定による改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号。次項において「旧震災特例法」という。) 第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合における第一条の規定による改正前の三重県県税条例(以下この項において「旧条例」という。) 附則第三十条第一項の規定により読み替えて適用される旧条例附則第六条の規定による控除については、なお従前の例による。
- 4 新条例附則第三十条の規定は、県民税の所得割の納税義務者が令和四年一月一日以後に新租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合又は同日以後に所得税法等改正法第十八条の規定による改正後の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅等を同項の定めるところによりその者の居住の用に供する場合について適用し、県民税の所得割の納税義務者が同日前に旧租税特別措置法第四十一条第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合又は同日前に旧震災特例法第十三条の二第一項に規定する居住用家屋若しくは既存住宅若しくは増改築等をした家屋若しくは認定住宅を同項の定めるところによりその者の居住の用に供した場合については、なお従前の例による。
- (事業税に関する経過措置)
- 5 新条例の規定中事業税に関する部分は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。
- 6 別段の定めがあるものを除き、第三条の規定による改正後の三重県県税条例等の一部を改正する条例(令和二年三重県条例第四十一号) 附則第十一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例附則第一項第四号に掲げる規定による改正前の三重県県税条例(次項において「新令和二年改正前三重県県税条例」という。)の規定は、施

行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 7 新令和二年改正前三重県県税条例第三十八条第一項第三号並びに第四十二条第二項（同号に規定する特定卸供給事業に係る部分に限る。）及び第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（不動産取得税に関する経過措置）

- 8 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中不動産取得税に関する部分は、施行日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

- 9 附則第一項第三号に掲げる規定による改正後の三重県県税条例第六十五条、第六十九条及び第七十一条の三の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891番地

三重県総務部法務・文書課

電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>
